

(相続発生前の方へ)

遺言・ご葬儀の準備はもうお済ですか？

相続・葬儀における専門家が、まとめてお手伝い致します。

遺言編

- 子供がいないので妻に財産を全ていくようにしたいが？
- 自筆遺言と公正証書遺言との違いは？
- 遺留分って何？
- 孫に財産をあげたいがどうすればいいの？
- 介護をしてくれた嫁にあげたいが？

遺言の方式と比較

	公正証書遺言	自筆証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none">・ 公証役場で2人以上の承認の立会いのもとに遺言の内容を公証人に口述し、公証人が遺言書を作成する。・ 公証役場で2人以上の承認の立会いのもとに遺言することができる。	<ul style="list-style-type: none">・ 遺言の全文と日付、氏名を全て自書し、押印する。・ 家庭裁判所の検認が必要。
メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 公証人が作成するので無効になるおそれがない。・ 偽造、変造、紛失の危険性がない。	<ul style="list-style-type: none">・ 誰にも知られず作成できる。・ 自分で作れるので費用がかからない。・ 作成替えが容易。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ 内容が他人(証人等)に知られてしまう。・ 相続人以外で証人2名の立会いが必要になる。・ 公正証書作成費用がかかる。	<ul style="list-style-type: none">・ 形式の不備や内容が不明確になりがちで、後日トラブルが起きやすい。・ 偽造、変造、隠匿のおそれがある。・ 遺言が無効になったり、相続争いのおそれがある。

相続時のトラブルを防止し、確実に遺言の内容を実現するためにお勧めしたいのが公正証書遺言です。公正証書遺言では、推定相続人・受遺者等は証人になることができません。遺言書の方式には上記の他に秘密証書遺言書等がありますが一長一短あります。



- 事前のご相談
- 遺言書の作成
- 証人の引受・立会い
- 遺言書正本の保管と執行引受の予諾

遺言内容を実現する(遺言者の意思を確実に実現する)ために、遺言の執行を第3者に委嘱することが、遺言執行者の制度として、民法で認められています。遺言書で遺言執行者を指定すると、民法においてその遺言執行者は遺言の内容を実現するための一切の行為をする権利と義務を有する、とされており、すみやかに遺言の内容を実現することことができます。

基本料金(税込)

お申込み時 98,000円(消費税込)

別途、公正証書作成費用(公証人)、戸籍謄本取寄せに関する費用(司法書士)が必要となります。

また、証人として当事務所より2名立会いの場合30,000円(消費税込)別途追加で申し受けます。

遺言書保管期間中

遺言書保管料 10,000円(消費税込)

遺言書を変更する場合は別途手数料がかかります。

遺言変更手数料 50,000円(消費税込)

遺言執行報酬額 250,000円(消費税込) ~ 別途料金表による

葬儀編

- ・最近よく家族葬ということを知りたいけどどう？
- ・無宗教だけどお寺で葬儀はできるの？
- ・病院で亡くなると、葬儀社を紹介されると聞くけど断ることは可能なの？
- ・最近お別れ会と言うのを良く聞くけどどうやってやるの？
- ・葬儀費用の相場はどこに聞けばわかるの？
- ・葬儀費用はすぐ払わないといけないの？
- ・葬儀の事前相談ってできるの？

その他相談内容

- ・老人ホームに入るので自宅を売却したいが・・・
- ・将来、老人ホームに入ろうと思うがどんなところを選べばいいの？
- ・老人保健施設に入りたいが、住民票は移さなければいけないの？
- ・認知症になる前に成年後見とか任意後見制度があると聞いたけどどのようにして手続をするの？
- ・今の財産で相続税がかかるか試算をして欲しいのだが・・・
- ・失踪中の息子がいるが相続になった場合はどうなるの？
- ・介護保険の範囲外で、有料でも生活のサポートをしてもらいたいのだがどこに頼めばいいの？

むさしの税理士法人グループのネットワーク

株式会社あさの

小林清法律事務所

岡本司法書士事務所

澤田社会保険労務士事務所

竹内司法書士事務所

沼司法書士事務所

株式会社三徳地所

株式会社リベスト

ライフネット(Life Net)サービス 「困ったコール」24時間年中無休 **【電話 #9990】**

株式会社マネジメントブレーション

むさしの遺言相続手続センター

むさしの税理士法人 行政書士静間俊和事務所 ご相談窓口: 静間俊和

TEL 0422-70-2123 FAX 0422-70-0800

〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル7F

(相続が既に発生している方へ)

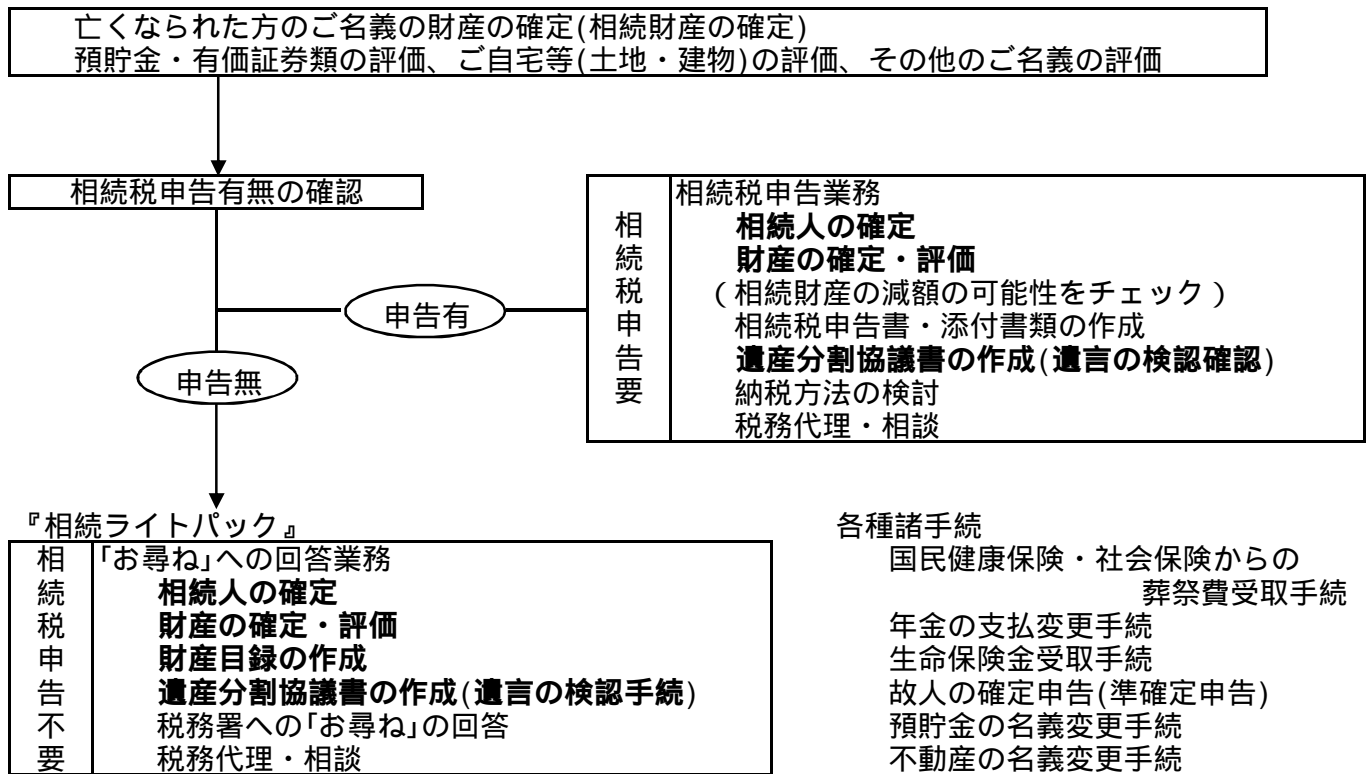
ご葬儀後の諸手続はもうお済ですか？

相続における名義変更手続の専門家が、まとめてお手伝い致します。

こういったことをご不明な点はありませんか？

うちは相続税の申告が必要ですか？
相続人の範囲はどこまで？
何処に何を聞いていいのかわからない
遺産分割協議って何についてどう話しあえばいいの？
名義変更はどういう手順でやるのか？
頼むとしたら費用はどれくらい？

葬儀後に確認させていただきたいこと



業務内容

相続財産の評価

財産目録の作成

遺産分割協議書の作成

税務署へ提出する
「相続に関するお尋ね書」の作成

不動産の相続登記の手配

金融資産の名義変更
に必要な書類の整備

基本報酬額(税別)

遺産総額(小規模特例前)	報酬額 / 相続申告不要	登記有り
20,000千円未満	98,000円～	
20,000千円以上～40,000千円未満	148,000円～	198,000円～
40,000千円以上～60,000千円未満	198,000円～	248,000円～
60,000千円以上～80,000千円未満	248,000円～	298,000円～
80,000千円以上	別途お見積	別途お見積

(注)遺産総額は生命保険金等の非課税金額及び債務葬式費用の考慮前の額です。
遺産総額80,000千円未満の場合でも、相続税の申告義務がある場合は別途お見積します。
実費代は別途申し受けます。
遺産総額をご提案時よりも増減した場合には報酬額も変更となります。

下記のようなお手伝いが必要な場合は、別途お見積致します。
遺産分割に関するコンサルティング(相続人間の意見の調整)業務
税務調査対策報酬(親族間の預貯金等の動きの調査費用)
年金・給与以外の所得に関する準確定申告書の作成報酬
相続税の申告書作成報酬
その他測量調査、不動産鑑定、検認手続等

相続(葬儀後)の手続・手順

遺言書の有無の確認(故人の遺言が存在するかどうか)
相続人の確認(戸籍謄本等の収集)
遺産や債務の概要把握(故人の財産や借金はどれだけ?)



遺産(相続財産)の評価



相続放棄・限定承認
【被相続人の死亡から3ヵ月以内】



準確定申告(被相続人の所得税の確定申告)
【被相続人の死亡から4ヵ月以内】



遺産分割協議書の作成



財産の名義変更
不動産(土地建物)、銀行預金・郵便貯金、自動車等

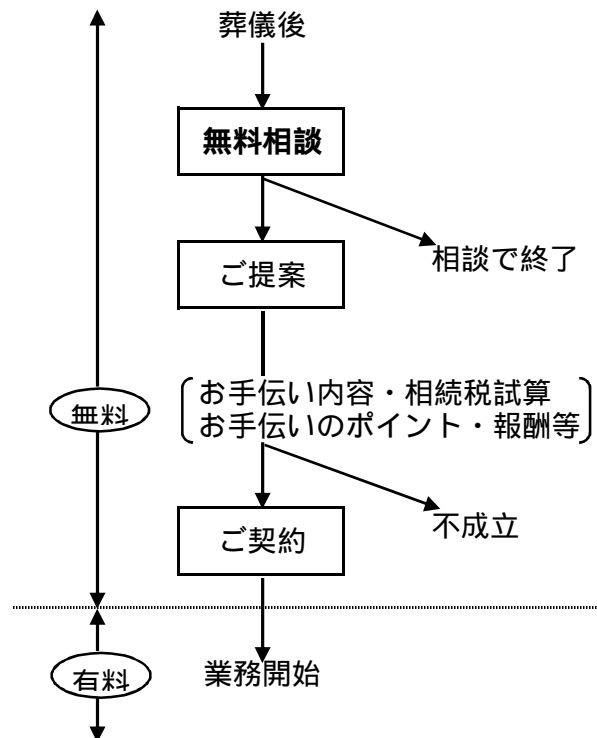


相続税申告書作成・申告・納税
【被相続人の死亡から10ヵ月以内】



遺留分制度(遺留分減殺請求)
【被相続人の死亡から12ヵ月以内】

お手伝いの流れ



株式会社マネジメントブレーン

むさしの遺言相続手続センター

むさしの税理士法人 行政書士静間俊和事務所 ご相談窓口: 静間俊和

TEL 0422-70-2123 FAX 0422-70-0800

〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル7F